

# オウム対策住民協議会

烏山地域オウム  
真理教(現アレフ)  
対策住民協議会

## オウム真理教の規制に関する法律の施行状況を 公安調査庁から報告

### 麻原回帰を強める 集団指導体制

私たちは一昨年、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(団体規制法)によるオウムの観察処分の更新を要請する署名活動を展開、平成十五年一月二十三日、同法による観察処分の更新を勝ち取り、オウムは平成十二年一月以来、引き続き「団体規制法」第五条による観察処分を受けている。だが、この法律は五年ごとに執行状況について検討を加え、廃止を含めて見直しを行うと定められている。その期限が今年平成十六年末に迫っている。私たちは今年の一月から、この法律を廃止したり規制を緩和しないこと、さらに抜本的対策としてオウム真理教信者の集団居住や集団活動の禁止を可能にする新たな法律を制定するよう、内閣総理大臣、公安調査庁長官などに要請する署名活動を続けてきた。六月末現在、この署名数は実に五万名に達しようとしている。以下は、国会に提出された公安調査庁の報告書内容の概要である。

#### 二十一回にわたる立ち入り調査

公安調査庁は昨年一年間、オウムが国内に所有もしくは管理している土地・建物について、合計二十一回にわたって立ち入り、設備、帳簿類など必要な物件を検査し、役員および構成員の氏名、土地・建物の用途、資産等の資料を提出させているが、烏山の施設は四月、九月(二回)、十一月の計四回、延べ九十七人の調査官によって立ち入り検査をした。また同法第五条三項の規定に基づき年四回にわたって教団から役員および構成員の氏名、住所、土

地・建物の所在、用途、団体の資産等を報告させ、地方公共団体の長にその調査結果を提供してきた。

#### 烏山が実質的な本部

オウムは昨年末現在、国内に出家信者六百五十人、在家信者約千人、ロシア連邦内に約三百人を擁している。国内の十七都道府県にわたって二十六箇所の拠点施設及び約百二十の信者居住施設を確保している。拠点施設のうち、南烏山施設は実質的な本部であり、幹部信者をはじめとする出家信徒約百三十人が居住し、中央部署の大部分が配

#### 置かれている。 保持続ける危険な教義

オウムは平成十四年十二月、麻原彰晃の説法等を収録した説法集「尊氏ファイナルスピーチ」は回収し、これに代わる「パーフェクトスピーチ」を作成し危険な教義は破棄した、と発表したが、立ち入り検査の結果、依然として「尊師ファイナルスピーチ」を保管するなど、殺人を肯定する危険な教義を保持していることが確認された。現在、上裕史浩が指導部から離れ、村岡達子ら幹部信徒五人による集団指導体制に移行し、あからさまに、麻原彰晃への絶対的帰依の必要性を強調し始めている。

#### 改善されていない欺瞞的体質

オウムは立ち入り検査の際、麻原彰晃の説法のビデオテープを隠匿したり、パソコンに保存された文書ファイルの開示要求に応じないなど、非協力的姿勢を続け、昨年後半からは証拠を隠滅し立ち入り検査を妨害し、その活動実態を秘匿しようとする閉鎖的な体質を一段と強めた。また提出した報告書にオウム真理教の主宰者かつ代表者である麻原彰晃を役員・構成員として記載せず、新たに獲得した信徒についても、構成員として記載しないなど、その欺瞞的体質は改善されていない。特に昨年七月の大阪施設の立ち入りでは、信者の一人が入会申し込み書を裁断して破棄し、逮捕される事件も起こしている。

#### 組織拡大に向けて活動

オウムは、昨年十一月の観察処分の更新決定以降も、その名を秘匿した施設を多数確保しヨーガ教室を開設、信徒の獲得に向けた勧誘活動を展開する一方、信徒の指導・強化を強めている。対外的には被害者補償のためと称し、コンピュータソフト会社など一〇を超える事業体を設立し、出家信徒を従事させる一方、「財施ワーク」と称して、一般企業で就労させ、この給与等

## 平成十六年度住民協議会総会開かる

烏山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会総会が、六月十八日(金)午後六時三〇分から烏山総合支所で行われた。住民協議会三十四名、行政から来賓として山田助役、宮崎危機管理室長をはじめ十二名の出席で行われた。二月から新しく就任した山田助役から「烏山で活動している住民協議会の皆さんのご苦労を察すると同時に、区としてもオウム問題をかかえる他自治体との連携をふまえながら、バックアップしていきたい。」と挨拶があり、宮崎危機管理室長からは現在のオウム信者の動静として公安調査庁報告の概要を次とおり説明された。



住民協議会総会で、開会の挨拶をする倉本会長

「二〇〇三(平成十五)年一月二十三日、公安審査委員会は、公安調査庁長官の請求に基づき、松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原が現在も教団に対し絶対的ともいえる影響力を有し、かつ、同人が無差別大量殺人行為につながる危険な教義や政治目的を放棄したと認めることはできないとして、観察処分期間の更新(三年間)を決定した。同決定以降、教団は、上祐主導の下、麻原のビデオや同人の脳波を注入するとされるヘッドギアの使用禁止など、麻原の影響力を払拭する表向き改革を進めてきた。しかし、同改革は、麻原を強く信奉する古参信徒らの反発を受け、収入の減少や脱会を招いたことなどから、十月中旬には、上祐が指導部を退き、その他の幹部による集団指導体制に移行している。その後、幹部が各地の道場などで麻原への絶対的帰依を促す説法を行うなど、組織の麻原信奉が急激に強まっている。」

続いて十五年活動報告、十六年度活動の審議が行われた。公安調査庁報告を聞き、予断を許されないオウム真理教の動きに住民協議会としては、これまでに「監視活動」「学習会・抗議行動」一連の事件を風物化させないためにもPR活動としての「協議会ニュース」発行と、十六年度に向けての活動を確認。現在進行中の団体規制法に関する法律継続の署名と合わせて、活動資金となるための募金活動も、十六年度も継続して行かなければならないと話合われた。最後に意見交換の場では、

- ・活動資金の募金の仕方や区への要請をもっとしてほしい
- ・もっと東京都に働きかけて支援補助を願う



## オウム信徒逮捕、医薬品無許可販売の疑い

医薬品成分を含んだクリームを無許可で販売したとして警視庁は6月3日、医薬品販売「漢宝堂」代表 中野清容疑者を薬事法違反（無許可製造）で逮捕。同時に販売に関与したオウム真理教東京道場長、井上崇容疑者ら9人を薬事法違反の疑いで逮捕し、杉並の道場を始め全国22ヶ所を家宅捜索した。警察の調べでは、昨年2月～今年4月にかけて、京都市の女性ら12人にクリーム63個を計50万円で販売した疑い。

逮捕された9人のうち7人がオウム真理教の信徒や元信徒で、インターネットを通じて客を募っていた。

昨年2月～今年4月までに約4600万円の売り上げがあったとみられる。

麻原の逮捕後、オウム真理教は表看板を塗りかえ「アーレフ」になったが、いよいよ上塗りがはがれ、下地が出てきたようだ。「危険な教義は変更した」昔のオウム真理教からの脱皮と盛んに論じていたが、善良な市民を騙すとは益々信用出来ない。オウム真理教に対する団体規制法に照らし今回の事件では公安調査庁は厳正な判断をしていただきたい。

## 国松孝次・元警察庁長官銃撃事件で、オウム真理教元幹部らを逮捕

1995年3月20日に、地下鉄サリン事件を引き起こしたオウム真理教は、教団に対する捜査を攪乱する目的で、国松孝次警察庁長官(当時)を銃撃したとみられていた。警視庁は7月7日殺人未遂容疑で、元信徒小杉敏行、教団元「防衛庁」トップの植村(旧姓・岐部)哲也、教団元「建設省」幹部で現在も「アーレフ」の信者、砂押光朗を逮捕。教団元「法皇官房」の事実上のトップだった石川公一を、爆発物取締罰則違反容疑で逮捕した。

今回の逮捕は、小杉容疑者が事件当日着ていたコートから、拳銃を発射した際に飛び散った火薬とみられる、微量の付着物が残っていた事実が、新たに発見された事が大きな要因になっている。

しかし、逮捕された4人のうち3人は容疑を否認、残る小杉容疑者の供述もあいまいなところが多く、捜査は10年を過ぎ、新たな出発点にたっている。

今後速やかな捜査で、早期解明される事を期待したい。

驚いた事は、このような重大犯罪を犯した人間が、9年間も私たちと同じ社会の中で、一緒に生活していた事だ。

オウム真理教による一連の事件は、日本の犯罪史上例をみない、最も凶悪な犯罪だ。万が一容疑者が別の事件を起こす事も考えられる。

他に捜査の方法がなかったのか疑問である。

現在もオウム真理教(アーレフ)の信者である容疑者が、その中

にいた事も重大だ。

この事は、オウム真理教(アーレフ)の自己変革に対する未熟さを現している。地下鉄・松本サリン事件に代表される、幾多の重大事件を起こした事への、真剣な反省や謝罪がされていない。したがって現在の組織の中に砂押光朗容疑者がいる事についても、何の違和感も感じない。

ましてや、上祐史浩も当時はロシア担当として、オウム真理教の幹部であった事を合わせて考えるならば、現在の「アーレフ」がオウム真理教と何等変わっていない事を露呈した事になる。

オウム真理教(アーレフ)に問う。名称や教義を変更したり、被害者にすこしばかりの賠償で事足りると言う考えでは、組織の変革などとは言えない。本当の変革とは、自ら起こした事件ひとつひとつに向き合い、事実関係、実行者、なぜ事件を起こさなければならなかったのか。等を社会全体に説明し、真摯に真実と向き合わなければならぬ。

その上で社会的な制裁を受ける事が必要だ。

今からでもおそくない。組織として事件に真剣に向きあいなさい。

この事は、信者個人としても必要な事だ。

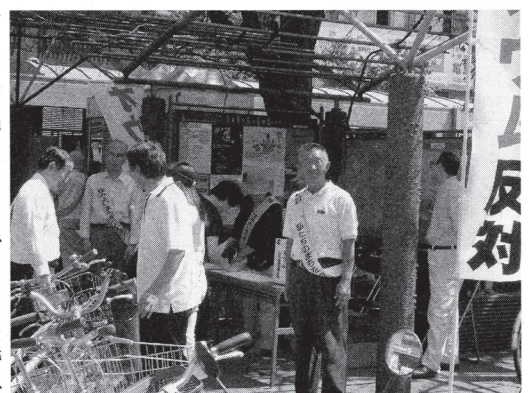
それができないのであれば、住民協議会はオウム真理教(アーレフ)の解散を要求する。

## 署名・募金活動を行いました

6月20日(日)烏山区民センター前、千歳烏山駅周辺で団体規制法に関する法律継続の署名・募金活動を行いました。日曜日の昼下がり、買い物途中の家族連れ、若い男女のグループ等、かなりの人通りがありました。真夏のような日差しの中、協議会のメンバーが画板を持ち、声をかけながら署名・募金をお願いしました。自転車を止めて「暑い中大変ですね」と署名・募金の協力を頂いた方もいます。オウムの起した一連の凶悪な事件についてリアルタイムではほとんど知らないような若い男性のグループも、私達の話を実際に聞いた上で署名・募金に応じてくれました。多くの人たちが、快く署名・募金に応じてくれたことには、暑い日ではありましたが、非常にさわやかな気持ちになりました。特に今回は今まで以上に若い人たちの協力を得ることができ、今後の活動に向けて大きな励みとなりました。

オウム真理教は烏山に本部道場を開き、今も布教活動を行っています。危険な教団であることは変わらないのです。住民協議会は署名・募金活動をはじめ、さまざまな活動を通して、地域の皆さんと共に「オウム反対」の運動をより強めていく所存です。

今回署名・募金にご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。



若者が署名をする姿が目立った署名活動

## 住民協議会活動報告

- 6月18日(金) 住民協議会総会
- 6月20日(日) 千歳烏山駅周辺で署名・募金活動
- 7月 5日(月) 広報部会「協議会ニュース」38号初校正
- 7月 8日(木) 事務局会議

- 7月12日(月) 広報部会「協議会ニュース」38号再校正
- 7月19日(月) 「協議会ニュース」38号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。